

佐賀市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドライン

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るために早急な対応が求められる。

そこで、佐賀市内において、各保育施設の存在する地区に避難情報が発令された場合の保育（2号・3号）認定子どもにかかる対応について、ガイドラインを定める。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、
「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	・緊急安全確保
警戒レベル 4	・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる	・避難指示
警戒レベル 3	・避難行動に時間要する人（高齢者、障がい者、 <u>乳幼児など</u> ） <u>とその支援者は</u> 避難行動をとる ・他の人は避難行動の準備をする	・高齢者等避難
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や 避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の避難手順の確認、注意 等	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意	

3 発令時の対応

2の表を踏まえ、警戒レベル3、4及び5が発令された際の、保育（2号・3号）認定子どもにかかる対応を、次のとおりとする。

(1) 「午前6時時点での発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応	左の対応をとるべき保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・当該日は休園とする。	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設
警戒レベル4 (避難指示)	・保護者への休園の連絡に努める。	
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

※開園前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応	左の対応をとるべき保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児をすみやかに避難させる。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設
警戒レベル4 (避難指示)	・保護者へ、「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけすみやかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。	
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

4 保護者及び職員への周知

- 市は、文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- 保育施設は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適時の保護者周知に努めるものとする。
- 保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。